

公布された規則のあらまし

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

- 1 ビジネス支援サービス業、コンタクトセンターを運営する事業及びバックオフィスを運営する事業の特例対象者の要件について、対象施設に係る投資額の要件を廃止することとした。（第 5 条関係）
- 2 ビジネス支援サービス業のうちインターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業の特例対象者の要件について、新規地元雇用者の数を「5人以上」から「3人以上」に改めることとした。（第 5 条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。